

# 福岡県公報

平成28年2月23日  
第3770号

## 目次

### 告示 (第123号 - 第124号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 1

### 公告

- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 2
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 2
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) ..... 2
- 港湾計画の変更の概要 (港湾課) ..... 3
- 臨港地区区分区の変更の案の縦覧 (港湾課) ..... 3
- 公共測量の実施 (県が測量計画機関となった場合) (県土整備総務課) ..... 3
- 公共測量の実施 (県が測量計画機関となった場合) (県土整備総務課) ..... 4
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) ..... 4
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) ..... 4
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) ..... 4
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) ..... 5
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) ..... 5
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) ..... 5
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) ..... 5
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) ..... 5
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) ..... 6

- 宅地建物取引業者の事務所の不確知 (建築指導課) ..... 6
- 建設業の営業の一部停止 (建築指導課) ..... 6

### 公安委員会

- 福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (警察本部運転免許試験課) ..... 7

## 告示

### 福岡県告示第123号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年2月23日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚	一般国道	211号	前	飯塚市飯塚400番3先から 飯塚市本町1180番11先まで	12.0 ～ 14.7	57.0
			後	飯塚市飯塚400番3先から 飯塚市本町1180番11先まで	13.7 ～ 14.7	

### 福岡県告示第124号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年2月23日

## 福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	久留米 筑後 線	前	久留米市高良内町4502番 14先から 久留米市上津町1299番4 先まで	4.6 ～ 8.4	70.3
			後	久留米市高良内町4502番 14先から 久留米市上津町1299番4 先まで	5.3 ～ 8.4	70.3

## 公 告

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年2月23日

福岡県知事 小川 洋

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称 (仮称) コメリホームセンターうきは店
  - 所在地 うきは市吉井町鷹取1625番地 外
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年2月23日

福岡県知事 小川 洋

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称 ゆめモール柳川
  - 所在地 柳川市柳川駅前東部土地区画整理事業区域内37街区4画地
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年2月23日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日  
平成28年2月8日
- 申請に係る特定非営利活動法人
  - 名称  
(旧)  
NPO法人真浄メモリーサポート  
(新)  
NPO法人メモリーサポートなかま
  - 代表者の氏名  
清杉 馨
  - 主たる事務所の所在地  
中間市中尾一丁目5番30号
  - 定款に記載された目的

(旧)

この法人は、全ての国民が、自分流の人生を締めくくるためのサポートとして、生前及び死後の各種手続きに関し、企画・立案等の事業を行うことにより、生前契約の普及を促し、国民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(新)

認知症や孤独死、相続・財産管理の問題等、今日の高齢者を取り巻く現状に鑑み、高齢者の権利擁護の支援とともに、高齢者が日常抱える不安を解消する手助けをすることで、高齢者が人生の終末期を不安なく有意義に過ごせる社会の実現及び福祉の向上に寄与する。また、高齢者のみならず障がい者・女性・子ども・外国人など社会的弱者の人権の擁護を図る活動を通して、人間としての尊厳が保たれ平和に暮らすことができる社会形成に寄与する。

## 公告

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、苅田港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

平成28年2月23日

苅田港港湾管理者 福岡県  
福岡県知事 小川 洋

### 1 港湾計画の変更の概要

苅田港港湾計画（昭和49年運輸省告示第281号によりその概要を公示し、平成27年8月福岡県公報第3723号等により港湾計画の変更の概要を公告した。）について、変更した事項は、次のとおりである。

#### (1) 港湾環境整備施設計画（変更）

緑地

地区名	面積（ヘクタール）
南港	13

#### (2) 土地利用計画（変更）

地区名	面積（ヘクタール）	用途
-----	-----------	----

南港	385	工業用地
	20	緑地

### 2 港湾計画の縦覧の場所

- 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県県土整備部港湾課
- 京都郡苅田町港町29番地 福岡県苅田港務所

## 公告

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定に基づき指定した、臨港地区内の分区を変更したいので、次のとおり公告し、当該変更に係る分区の案を、平成28年2月23日から3月8日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る分区の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県県土整備部港湾課に意見書を提出することができる。

平成28年2月23日

福岡県知事 小川 洋

### 1 変更に係る臨港地区の名称

苅田都市計画臨港地区苅田港臨港地区

### 2 変更に係る分区の種類

工業港区及び修景厚生港区

### 3 分区を変更する土地の区域

#### (1) 工業港区

苅田町新浜町の一部

#### (2) 修景厚生港区

苅田町新浜町の一部

### 4 変更に係る分区の案の縦覧場所

福岡県県土整備部港湾課

福岡県苅田港務所

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するの

で、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年2月23日

福岡県知事 小 川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
中間市垣生	平成28年1月25日から 平成28年3月15日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年2月23日

福岡県知事 小 川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
遠賀郡岡垣町	平成28年2月10日から 平成28年2月29日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年2月23日

福岡県知事 小 川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市若松区大字弘川ほか	平成27年12月24日から 平成28年2月29日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年2月23日

福岡県知事 小 川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市若松区	平成28年2月1日から 平成28年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年2月23日

福岡県知事 小 川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
柳川市大和町鷹ノ尾、西蒲池	平成28年1月25日から 平成28年2月29日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年2月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡西区岩崎二丁目ほか	平成28年2月1日から 平成28年3月31日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宗像市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年2月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
宗像市自由ヶ丘地区	平成28年2月10日から 平成28年4月28日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年2月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区	平成28年1月19日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により九州防衛局長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年2月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量外）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
遠賀郡遠賀町、行橋市、築上郡築上町内	平成27年9月30日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に

より九州防衛局長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年2月23日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量外）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
築上郡築上町	平成27年9月30日

#### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により宗像市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年2月23日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
宗像市山田（一部）	平成28年1月29日

#### 公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の規定による免許を受けた次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、同法第67条第1項の規定により公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないとき

は、その免許を取り消すことがある。

平成28年2月23日

福岡県知事 小 川 洋

免許番号	商号及び代表者の氏名	事務所の所在地
福岡県知事(2) 第16013号	株式会社伊東建設 代表者 伊東 一太	福岡市早良区室見1-10-12

#### 公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成28年2月23日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 処分をした年月日  
平成28年2月1日
- 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社ブルク	福岡市南区玉川町15-4	池松 正剛	平成23年12月4日 福岡県知事許可（般-23） 第77322号

- 3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

- (1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、民間工事に係る営業

（注）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）

別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設

工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係るもの以外の建設工事をいう。



## (2) 停止期間

平成28年2月15日から平成28年3月14日までの29日間

## 4 処分の原因となった事実

株式会社ブルクは、民間工事において、特定建設業の許可を受けずに、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上の下請契約を締結した。また、本件工事において監理技術者を配置せず、施工体制台帳等を作成しなかった。

これらのことは、いずれも同法第28条第1項第2号に該当する。

## 公安委員会

## 福岡県公安委員会規則第3号

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成28年2月23日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「筑豊自動車運転免許試験場及び筑後自動車運転免許試験場」を「筑豊自動車運転免許試験場（以下「筑豊試験場」という。）及び筑後自動車運転免許試験場（以下「筑後試験場」という。）」に改め、同項ただし書中「者に係る」の次に「免許の申請及び」を加え、「次表の左欄に掲げる種類」を「別表第3の左欄に掲げる免許の種類」に、「運転免許試験は、」を「免許の申請の場所にあつては」に、「掲げる場所」を「定める場所とし、同表の左欄に掲げる免許の種類に係る運転免許試験の場所にあつてはそれぞれ同表の右欄に定める場所又は公安委員会が指定する道路若しくは場所」に改め、同項の表を削り、同条第2項中「、運転免許試験場」を「、筑豊試験場又は筑後試験場」に改め、同項ただし書中「筑豊自動車運転免許試験場」を「筑豊試験場」に改める。

第27条の2第1項の表中「福岡自動車運転免許試験場」を「筑豊試験場（原動機付自転車免許に係る再試験にあつては、福岡自動車運転免許試験場）」に、「北九州自動車運転免許試験場」を「筑豊試験場（原動機付自転車免許に係る再試験にあつては、北九

州自動車運転免許試験場）」に、「筑豊自動車運転免許試験場」を「筑豊試験場」に、「筑後自動車運転免許試験場」を「筑後試験場」に改める。

第29条第1項ただし書中「次表」を「別表第3」に改め、「左欄に掲げる」の次に「免許の」を加え、「掲げる場所」を「定める場所」に改め、同項の表を削り、同条第2項中「運転免許試験場に」を「筑豊試験場又は筑後試験場に」に改め、同項ただし書中「筑豊自動車運転免許試験場」を「筑豊試験場」に改める。

第32条第1項中「及び」を「若しくは」に、「次表の区分に従い」を「福岡地区、北九州地区又は筑豊地区に住所地を有する者にあつては安全運転学校に、筑後地区に住所地を有する者にあつては筑後試験場に」に改め、同項の表を削る。

別表に次の1表を加える。

別表第3（第23条、第29条関係）

免許の種類	場 所
大型自動車免許	筑豊試験場
中型自動車免許	
普通自動車免許	筑豊試験場又は筑後試験場
大型特殊自動車免許	
大型自動二輪車免許	
普通自動二輪車免許	
けん引免許	筑豊試験場
大型自動車第二種免許	
中型自動車第二種免許	
普通自動車第二種免許	筑豊試験場又は筑後試験場
大型特殊自動車第二種免許	
けん引第二種免許	筑豊試験場
大型自動車仮免許	
中型自動車仮免許	
普通自動車仮免許	筑豊試験場又は筑後試験場

### 附 則

この規則は、平成28年3月1日から施行する。